

こども大綱を踏まえた次期「やまぐち  
子ども・子育て応援プラン（仮称）」  
の策定に向けた取組について

# こども基本法の概要

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**  
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

- 施行期日：令和5年4月1日  
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

## こども大綱（第9条）

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6・7 （略）

◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります。

## 都道府県こども計画（第10条）

（都道府県こども計画等）

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- ◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

## こども等の意見の反映（第11条）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、以下のような手法が想定されます。
  - ✓ こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
  - ✓ 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
  - ✓ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。
  
- ◆ 具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられます。

# こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども基本法に基づき、少子化対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策の推進に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針及び重要事項並びにこども施策推進のために必要な事項について定めるもの

## 大綱のポイント

- ◆ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目標
- ◆ 6本の柱で基本的な方針を構成するとともに、重要事項をライフステージ別に提示

### こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る
- ② こども・若者、子育て当事者とともに進めていく など

### こども施策に関する重要事項

- ① ライフステージを通じた重要事項
  - ・ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
  - ・ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
  - ・ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 など
- ② ライフステージ別の重要事項
  - ・ こどもの誕生前から幼児期まで（切れ目のない保健・医療の確保 など）
  - ・ 学童期・思春期（質の高い公教育の再生等、居場所づくり など）
  - ・ 青年期（高等教育の修学支援、雇用と経済的基盤の安定 など）

- ③ 子育て当事者への支援に関する重要事項
  - ・ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
  - ・ 地域子育て支援、家庭教育支援
  - ・ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 など

### こども施策を推進するために必要な事項

- ① こども・若者の社会参画・意見反映
- ② こども施策の共通の基盤となる取組
- ③ 施策の推進体制等

### こども大綱における目標・指標

# こども大綱と本県各計画との概要比較

こども大綱	やまぐち子ども・子育て 応援プラン	やまぐち子ども・若者プラン	県子どもの貧困対策 推進計画	県ひとり親等自立 促進計画	県社会的養育推進計画
基本的な方針	基本目標、目指す姿	基本理念、基本目標	基本目標、指標	趣旨、性格、役割	趣旨
こども施策に関する重要事項	施策の具体的展開	具体的施策の展開	具体的施策の推進	施策の装具的な推進	内容
ライフステージを通じたもの	結婚支援 出会いの機会、ライフデザイン、若者の安定雇用等	健やかな育成 生活習慣、規範意識、体験活動、読書活動、体力向上、学力の定着・向上、小児医療、母子保健、いじめ・不登校、交通安全、防犯・交通安全・防災、就労等支援、各種人材育成等	教育 幼児教育・保育の無償化・質向上、学校指導、修学支援、障害児等への支援、教育費負担の軽減 地域における学習支援、学校給食、体験活動等	相談等機能の強化 情報提供の充実、養育費確保支援等	子どもの権利擁護 市町の子ども家庭支援体制の構築等
ライフステージ別のもの	妊娠・出産支援 相談体制、母子保健、不妊、周産期医療等	小児医療、母子保健、いじめ・不登校、交通安全、防犯・交通安全・防災、就労等支援、各種人材育成等	生活の安定 妊娠・出産期からの切れ目ない相談支援、保護者・子どもの生活支援、就労支援、児童養護施設退所者等支援等	就業による自立促進 母子家庭等就業・自立支援センター等支援等	里親等への委託の推進 特別養子縁組等の推進支援体制の構築
～幼児期	子育て環境づくり 経済的支援、幼児教育・保育、障害児支援、小児医療、教育、いじめ・不登校等	困難を有する子ども・若者やその家族の支援 ニート、ひきこもり、特別支援教育、障害児支援、非行防止、貧困対策、自殺対策、児童虐待防止等	保護者の就労支援 仕事と子育ての両立、ひとり親、正規雇用への転換等	生活支援策の推進 生活支援サービス充実等	施設の小規模・地域分散化、高機能化等
保健・医療等	働き方改革 長時間労働是正、男性育休等	社会環境の整備 家庭教育力向上、コミュニティ・スクール、居場所づくり 生涯学習、体験活動、ワーク・ライフ・バランス等	経済的支援 児童手当・児童扶養手当 養育費の確保、資金貸付等	子育て支援の充実 母子保健、小児医療、多様な保育サービス、児童健全育成、子どもの就労支援等	一時保護改革 社会的養護自立支援の推進
学童期・思春期	子ども・子育てにやさしい社会 地域・企業等連携、県民運動、交通安全、防犯対策等	担い手の養成 教員や医療・保健関係専門職、保育士等の養成・確保		母子家庭等就業・自立支援センター等支援等	児童相談所の強化
教育、居場所づくり、いじめ防止、不登校支援、体罰防止等	子ども・子育てにやさしい社会 地域・企業等連携、県民運動、交通安全、防犯対策等			地域における協働の推進 母子・父子福祉団体への支援拡充、地域活動への参加促進等	
青年期	子育て当事者への支援に関するもの 経済的負担軽減、共働き・共育て等				
修学支援、就労支援、結婚支援等	子育て当事者への支援に関するもの 経済的負担軽減、共働き・共育て等				
こども施策を推進するために必要な事項（社会参画・意見反映、推進体制等）	子育て当事者への支援に関するもの 経済的負担軽減、共働き・共育て等				
数値目標・指標	数値目標	目標一覧			
	教育・保育の確保方策等				
	数値目標				

# 「やまぐち子ども・子育て応援プラン（仮称）」の策定過程 における子ども等の意見聴取に関する取組方針（案）

- ◆ 子ども等が意見を述べやすく、また、計画の骨格構成に資するため、計画の素案策定前（令和6年6～7月を想定）にこどもの意見聴取を実施し、当該意見を計画の素案の策定に資する
  - ◆ 可能な限り幅広く意見を集めつつ、回答者の負担や回答のしやすさ等を考慮し、
    - ・ 県内小学生（4年生以上）・中学生・高校生・大学生対象のWebアンケート  
※審議会の委員にも加わる大学生については、一部の学生を対象に実施
    - ・ 各種施設等（不登校の子ども、医療的ケア児が利用する施設）における入所児童等への意見聴取
- を実施

《参考》意見聴取対象範囲（イメージ）

区 分	乳幼児期	小学生年代	中学生年代	高校生年代	大学生以上
Webアンケート		■			
個別聴取		■			
審議会（※）	■				■

※子育て世代や大学生などの若い世代の委員からの意見聴取により、乳幼児期や大学生以上の範囲にも対応



## アンケート・意見聴取の内容（案）

- ◆ こども施策に関する計画を策定するため、アンケートは幅広い分野の内容を取り扱うこととなるが、回答者の負担を考慮し、
  - ・ 健やかに育つために特に大事と思うことを選択肢から選び、選んだ理由等について回答
    - ※選択肢の数：最大20程度（発達段階を考慮して設定）
    - ※選択肢の順：ライフイベントを踏まえたライフステージごとの取組のまとまりで整理（やまぐち子ども・子育て応援プラン）するとともに、安心して回答できるよう、アンケート実施の趣旨や目的、国が目指す社会のイメージ等について説明後、以下の内容で実施
  - 〔設問 1〕 ※複数回答可  
健やかに育つために特に大事と思うことを、選択肢から選んでもらう
  - 〔設問 2〕  
設問 1 で選択した理由や希望することなどについて教えてもらう
  - 〔設問 3〕 ※どこか1箇所でも子どもが回答できるようにする。  
その他に健やかに育つために特に大事なことがあれば記入し、記入した理由や希望することなどについて教えてもらう
  - 〔設問 4〕 ※中学生以上のみ  
利用希望を尋ねる形で県の取組を紹介する

## 《参考》 設問 1 の選択肢の比較

区 分	選択肢	大学生	高校生	中学生	小学生
結婚支援	結婚支援	①			
	ライフプランニング	②	①	①	
	安定した雇用	③	②		
妊娠・出産支援	プレコンセプションケア	④			
	不妊症・不育症に関する相談支援や治療	⑤			
	母子保健	⑥			
子育て環境づくり	幼児教育・保育の充実	⑦	③		
	学校教育の充実	⑧	④	②	①
	いじめ・不登校対応	⑨	⑤	③	②
	ひきこもり支援	⑩			
	障害児支援	⑪	⑥	④	③
	医療的ケア児への支援	⑫	⑦		
	妊娠・出産、子育てに関する経済的負担の軽減	⑬	⑧		
働き方改革	ジェンダーの視点等	⑭	⑨	⑤	
	男性の育児休業の取得促進等	⑮			
子ども・子育てにやさしい社会づくり	学校等の安心・安全	⑯	⑩	⑥	④
	こどもの居場所づくり	⑰	⑪	⑦	⑤
困難を有する子どもへの支援	社会的養護	⑱	⑫		
	児童虐待防止対策	⑲	⑬	⑧	
	子どもの貧困対策	⑳	⑭	⑧	
	ひとり親家庭の支援	㉑	⑮	⑧	
	ヤングケアラー支援	㉒	⑯	⑧	

# 計画策定スケジュール（予定）

時 期		内 容
令和5年度	3月	◆第2回子育て文化審議会：＜県民意識調査結果等の報告＞
令和6年度	6月	◆第1回子育て文化審議会：＜計画の方向性等＞
	6月～7月	○こどもの意見の聴取
	10月	◆第2回子育て文化審議会：＜計画素案＞
	1月	○パブリックコメント
	2月	◆第3回子育て文化審議会：＜計画最終案＞ ○2月県議会（計画案審議）
	3月	＜計画策定・公表＞